

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 5 日

各 検疫所 御中

消 費 者 庁 食 品 衛 生 基 準 審 査 課  
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

「リサイクル指針に関するQ&Aについて」について

本日、標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）食品衛生主管課等宛てに事務連絡を発出しましたので、内容について御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

事務連絡  
令和8年6月5日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）食品衛生主管課 御中  
〔特別区〕

消費者庁食品衛生基準審査課  
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

### リサイクル指針に関するQ&Aについて

「「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」（令和6年3月28日付け健生食基発0328第7号、健生食監発0328第7号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）の別紙（以下「リサイクル指針」という。）に関するQ&Aについて、別添のとおり策定しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管内関係事業者への周知方御配慮願います。

(別添)

## リサイクル指針に関するQ&A

問1 リサイクル指針において、リサイクル材料又はリサイクル材料を原材料とした製品の製造工程から取り出された材料が、プレコンシューマ材料から除外されたのはなぜか。

(答)

リサイクル材料の製造工程から取り出された材料又はリサイクル材料を原材料とした製品の製造工程から取り出された材料は、処理工程が完了しておらず、管理水準を満たすことが確認されていないものであるため、リサイクル指針ではプレコンシューマ材料から除外しています。リサイクル指針に従っていないリサイクル材料についても同様です。

一方、リサイクル指針に従って製造されたリサイクル材料は、管理水準を満たすことが確認されていますので、プレコンシューマ材料として扱うことができます。リサイクル指針に従って製造されたリサイクル材料を原材料とした未使用の製品についても同様です。

問2 プレコンシューマ材料を回収材料として物理的再生処理によりリサイクル材料を製造し、一次原材料として使用する場合、製造工程中の洗浄・除去工程を経た後にリサイクル材料に残存するインク成分（着色料、樹脂、添加剤等）や洗浄剤成分については、最終製品に残存することを意図しないときは、ポジティブリスト制度の対象ではないと考えてよいか。

(答)

貴見のとおりです。

回収材料に含まれていた着色料は、リサイクル材料において着色を目的としないときは、着色料ではなく、最終製品に残存することを意図しない物質として扱われます。ポジティブリスト制度の対象外である場合も、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第5号の規定は適用されませんが、それ以外の規格基準は対象となることに留意してください。

問3 リサイクル指針では、物理的再生処理によりポストコンシューマ材料から製造されたリサイクル材料について、その製造は、食品用途の使用済み製品を原材料とする場合に限定することが定められている。このため、例えば、個包装された食品を包装するものなど、食品に直接接触しない包装等については、リサイクル材料の原材料として使用できないのか。

(答)

当該包装等が、食品衛生法における器具・容器包装の規格基準等に適合するものであって、食品用の器具・容器包装と同様の流通過程を経ているものであるなど、食品用途の製品に不適切な物質が混入しているおそれがないと考えられる場合には、リサイクル材料の原材料として使用して差し支えありません。